

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		さいたま市浦和ふれあい館利用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市浦和ふれあい館条例
条 項		第7条
所 管 部 課		福祉局 生活福祉部 福祉総務課（電話：048-829-1252）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場 合はその理 由）	次のいずれかに該当すると認めるときは許可しない。 (1)浦和ふれあい館の設置の目的に反するとき (2)公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき (3)施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき (4)上記3項目の他、館の管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場 合はその理 由）	即日
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		